

屋外遊び場の再開手順

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の場所を安全に再開するにあたり、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、州の公衆衛生担当官命令によって再開が許可されている屋外遊び場に特化するものです。知事によってこれらの特定の場所に課せられた条件に加えて、これらの場所は、本チェックリストに記載されている条件にも準拠している必要があります。

本手順は、公園、キャンプ場、およびその他の公的にアクセス可能な場所にある屋外の遊び場に適用されます。現在、屋内の遊び場や家族向けの娯楽施設の再開は許可されていません。

屋外の遊び場とは、完全に屋外にあり、公共的にアクセス可能で、入場および使用が無料であり、市、州、郡、または連邦政府によって運営され、主に 0.5 マイル以内に居住する近隣の住民にサービスを提供するように設計された、子供の身体の健康と発達を豊かにすることを目的とした遊戯構造、滑り台、ブランコなどの遊具を備えた遊び場として定義されます。子供の身体の健康と発達を豊かにすることを目的とした遊び場、スライド、ブランコなどの娯楽機器。屋外の遊び場は、州が義務付けた屋外スペースを幼稚園に提供できますが、一般の人々や他の学校との重複を避けるために、事前に使用をスケジュールする必要があります。

市および郡の機関は、感染管理または物理的距離の要件を安全に順守できない場合、引き続き遊び場を閉鎖する権利を留保します。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> にアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員および市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら 5 つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての屋外の遊び場は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されない理由を説明する必要があります。

施設名:

施設住所:

A. 物理的距離を確保するための対策

- ❑ 複数の子供を収容できる遊び場やエリアの場合は、子供が6フィート離れているかどうかを確認できるように、テープまたはその他の視覚的な表示で目印を付けることを検討する。
- ❑ 保護者や大人は、異なる世帯の子供どうしの間隔を少なくとも6フィート確保する必要があることに注意する。
- ❑ 事前に予定された遊び場を使用する活動がある場合、その間、遊び場は一般の人々に対しては閉鎖する。
- ❑ 保育プログラム、学校、学校外の時間のプログラム、および子供がコホートに留まらなければならない子供や青年向けのその他のプログラムは、遊び場が一般に公開されている時間帯は遊び場を使用できない。ただし、遊び場の運営者が許可した場合、保育所、学校、またはその他のプログラムは、プログラムによる遊び場を独占的に使用するための時間を予約することができる。遊び場にいる間、コホートはそのグループを維持し、他のコホートとの混合を避ける。

B. 感染防止対策

- ❑ 標識を掲示して、遊び場に到着した訪問者に、遊び場にいる間は常時フェイスカバーを着用するように通知する。これは、すべての大人と2歳以上の子供に適用される。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている個人のみがフェイスカバーの着用を免除されるが、そのような個人は屋外の遊び場に来ることを決定する前に、自分自身や他者へのリスクを考慮しなければならない。
- ❑ 症状のある訪問者は敷地内に入らないようにという標識も遊び場に掲示する。
- ❑ 実行可能な範囲で、特に頻繁に使用するときは、手指衛生を容易にするために手洗いステーションまたは消毒剤を提供する。(60%エタノールまたは70%イソプロパノール)を含む手指消毒剤を使用する。子供と大人の双方に高い毒性があるため、メタノールを含む手指消毒剤は使用しない。
- ❑ 親、保護者、および成人の監督者は、遊具の使用の前後に子供に手指消毒剤を提供する準備をする。
- ❑ 洗剤を選択する場合、遊び場の運営者は、環境保護庁(EPA)が承認したNリストでCOVID-19に対する使用が承認された製品を使用し、製品の指示に従う。発生しているウイルス性病原体に対して有効であるとラベル付けされた消毒剤、希釈された家庭用漂白剤溶液(水1ガロンあたり大きじ5)、または表面に適した70%以上のアルコールを含むアルコール溶液を使用する。安全に使用するために、製造元の指示とCal / OSHA要件に関するトレーニングを従業員に提供する。洗剤または消毒剤を使用する作業者は、製品の必要性に応じて手袋およびその他の防護具を着用する。
- ❑ すべての従業員が、必要に応じて万能クリーナーと消毒剤を使用できるように訓練されており、これらが十分に供給されている。

C. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 遊び場のオンラインアウトレット(ウェブサイト、ソーシャルメディアなど)を通して、現在のプロトコル、必須とされるフェイスカバーの着用、感染防止対策の実践、および物理的距離の要件に関する明確な情報を提供する。
- ❑ 施設の運営者は、すべての屋外の遊び場に標識を掲示して、訪問者に以下の物理的距離と感染防止の要件を通知する。

- 2歳以上のすべての人は、遊び場にいる間は常時フェイスカバーを着用する。
- 発熱、咳、息切れ、または呼吸困難などの症状がある場合は、自宅待機する。
- フェイスマスクを常時着用するため、遊び場での飲食は禁止される。
- 大人または子供を世話する人は、子供を監視し、子供が同一世帯ではない他者から少なくとも6フィートの距離を確保するようにさせる。
- 遊び場への訪問の前後に、手を洗うか消毒する。
- 他者が遊び場にいる場合、訪問を30分に制限する。
- 高齢者および基礎疾患のある人には、他者がいるときは遊び場へ行くのを避けるよう注意する。

企業は上記に含まれていない追加の対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

会社の連絡先名:

電話番号:

最終更新日:
